

# ひめじ 2026



## ●子ども



## ●性的マイノリティ



## ●障害者



## イラストの中の「人権」につながる場面：インターネットによる人権侵害

- ・インターネット上の誹謗中傷
- ・フェイクニュースの拡散



### 参加者発言例

- ・SNS上の書き込みに対して感情が高ぶり、つい不適切な書き込みをしてしまったことがあります。
- ・何か調べたいことがあれば、インターネットなどで検索すればすぐにわかりますね。
- ・生成AIでフェイクニュースを作ることができると聞いたことがあります。何を信じていいのか・・・

## 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法) または (情プラ法) (令和7年(2025年)4月1日施行)

この法律は、SNSなどインターネット上での人権侵害を防ぎ、特に誹謗中傷の被害者を早く救うことを目的としています。大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への対応の迅速化や、運用状況の透明化に係る措置が義務付けられています。



この法律によって、人権侵害行為が減り、より安全で使いやすい SNS 環境が整うことが期待されています。詳しくは総務省のホームページでご確認ください。

## インターネット上の誹謗中傷に対して・・・

### インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例 兵庫県条例第44号(令和8年(2026年)1月1日施行)

兵庫県では、人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会を実現するために、上記の条例を制定しています。

また、(公財)兵庫県人権啓発協会に委託し、インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口を開設しています。そこでは、弁護士や専門職員によるサポートチームが人権問題の解決に向けた対応を行っています。

電話相談窓口：(公財)兵庫県人権啓発協会 ☎078-891-7877  
電話相談受付時間：職員相談 月曜日から金曜日 9時～17時  
弁護士相談 毎週木曜日 15時～17時



SNS 上の誹謗中傷やフェイクニュースによるトラブルを防ぐためには、行政機関などの公的なサイトで正確な情報を確認し、不安がある場合は相談することが大切です。

## インターネット・モニタリング事業

兵庫県では、「インターネット・モニタリング事業」を実施し、部落差別(同和問題)や、在留外国人、性的マイノリティに関する悪質・差別的な書き込みをモニタリング(監視)することで、抑止効果を図っています。



誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な言動などの投稿をしないこと、拡散しないこと、投稿前に一呼吸おくことが重要です。

# イラストの中の「人権」につながる場面：子ども

## ・ひきこもり

### 参加者発言例

- ・ご近所では、ひきこもっている人がいるかもしれない。
- ・ひきこもり状態にある家族がいる家庭では、計り知れない悩みがあるはず。
- ・ひきこもり支援にはどのようなものがあるのだろうか。



## ひきこもり

### ○ひきこもりとは

様々な原因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことを言います。長期化すると社会や人に対する恐怖感が強まり、本人や家族の人生に深刻な影響を与えます。

### ○ひきこもりによる家族の苦悩

就職・再就職の難しさ等により、家族の心身が疲弊するなど、その苦悩は計り知れません。また、地域社会との関わりが乏しく、存在が見えづらいために、家族だけで悩みを抱え込む現実があります。

### ○ひきこもりの現状

内閣府による令和6年の全国調査では「日頃どの程度、外出していますか」という質問に対して「外出しない」と回答した人は2.6%で、男女比は男性47%、女性53%という状況です。年代別では、29歳以下の割合が69歳までと比べても高い割合です。

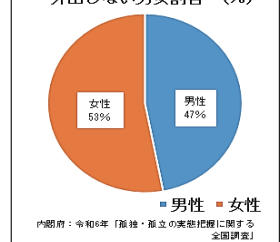
参考：(公財)兵庫県人権啓発協会(令和7年度 人権啓発ビデオ活用ガイド)

年代別の「外出しない」割合

歳	割合
16~19	1.7%
20~29	1.7%
30~39	1.0%
40~49	1.1%
50~59	1.8%
60~69	1.5%
70~79	2.5%
80~	11.1%
合計	2.6%

内閣府令和6年「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」

外出しない男女割合(%)



## ひきこもり支援

### ○ひきこもり家族学習会(姫路市)

ひきこもりの問題に悩む家族を対象に、家族自身の負担を軽減し家族関係を改善するために、ひきこもり状態にある家族との適切な対応方法について学びます。

問い合わせ先：姫路市保健所健康課 精神保健担当  
☎：079-289-1645

※ひきこもり家族学習会の詳細は、右の二次元コードから確認できます。

### ○兵庫県ひきこもり総合支援センター

兵庫県内(神戸市を除く)に住んでいるひきこもりの課題をもつ本人とその家族等を対象に、ひきこもりに関する相談や居場所の設置等の総合支援を実施します。

問い合わせ先：兵庫県ひきこもり総合支援センター  
☎：078-262-8050



ひきこもり家族学習会(姫路市)

家にいながらできる一歩。  
まずはお電話ください。



ひきこもり電話相談

☎ 078-262-8050

(受付時間 火曜日～金曜日 9:30～11:30・13:00～15:30)

兵庫県ひきこもり総合支援センター

兵庫県ひきこもり総合支援センター

ご近所さんとのつながりを大切にして、どのような状況の人にも寄り添い、誰もが支え合える世の中を目指していきましょう。



# イラストの中の「人権」につながる場面：外国人

・多文化共生の社会 ・外国人の就労 ・ヘイトスピーチ

## 参加者発言例

- ・日本に住んでいる外国人は増えていると聞くけど、姫路市に住んでいる外国人も増えているの？
- ・ヘイトスピーチは法律で禁止されていると聞いたことがある。
- ・小学校や中学校にも外国人の子がいるみたい。学校ではどんな支援をしているの？
- ・外国人との共生に向けて、国や県、姫路市ではどんな取組をしているのかな。

## 姫路に住んでいる外国人数

姫路市の外国人人口は令和7年4月1日現在、14,064人となっています。外国人人口は緩やかに増加していますが、令和6年から令和7年にかけては、前年より1,131人の大幅な増加となりました。また、姫路市の人口に占める割合も増加しています。(令和7年は約2.72%) 姫路市に住んでいる外国人を国籍別にみると、ベトナムが最も多く4,782人、続いて韓国・朝鮮4,202人、中国1,317人の順となっています。

年	外国人人口 ※4月1日	姫路市の人口 に占める割合
令和3年	11,537人	約2.18%
令和4年	11,104人	約2.11%
令和5年	12,258人	約2.34%
令和6年	12,933人	約2.49%
令和7年	14,064人	約2.72%

## 在住外国人の生活をサポート

姫路市では、地域住民が地域に根を下ろし、共に支え合う社会を形成できるよう日常生活相談や日本語学習支援などを実施しています。

取組	実施頻度	場所	問い合わせ
生活情報誌（VIVA！ひめじ）の発行・配布	4回/年	本庁舎、各出張所、公民館など	 生活情報誌「VIVA!ひめじ」 姫路市文化国際交流財団 ☎079-282-8950
日本語講座（ひらがな・カタカナ練習・文法など）	年3期 (1期10回程度)	イーグレひめじ	
日本語ひろば 日本語ひろばキッズ（会話）	年3期 (1期10回程度)	イーグレひめじ	
拠点型初期日本語指導教室	年3期 (1期11回)	総合教育センター	姫路市教育委員会 人権教育課 ☎079-221-2777

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

この法律は、外国人など特定の出身を理由とした排斥や差別的言動は許されないという考えを社会に示すため、平成28年に施行されました。法務省を中心に、国や自治体が連携して、啓発活動や相談体制の整備、人権教育の推進などに取り組んでいます。ヘイトスピーチは、言葉であっても人の尊厳を深く傷つけ、不安や分断を生み、地域社会の安心を損ないます。この法律は、そうした差別をなくすための土台となるものです。差別は許されないという社会的メッセージを明確に示しており、互いの背景や立場を尊重し合うことが、地域の信頼とつながりを深めます。



イラストのような言動が、ヘイトスピーチと呼ばれています。

## イラストの中の「人権」につながる場面：性の多様性



・病院で、家族と同様の扱いをされない

### 参加者発言例

- ・戸籍上の家族でなくても、手術同意書にサインできるんですか。
- ・姫路市で認められても、市外へ転出すると、一から申請ですよね…
- ・制度が整いつつあるので、悩んでいる人も減っているといいですね。

## 兵庫県パートナーシップ制度

(令和6年(2024年)4月1日開始)

婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により届出をしていないカップル等の、日常生活の困りごとや不安が解消され、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを目指した制度です。同制度に届出することで、県立病院や、賛同いただいている民間病院でも家族同様の扱いが可能になります。

なお、姫路市では令和4年(2022年)にすでに同制度が始まっています。

出典：県民生活部 総務課 人権推進室 ☎078-362-9135

姫路市だけでなく兵庫県でも届出しておく、市外へ引越すときや、姫路市以外の行政サービスを利用したいときに便利です！

### 兵庫県パートナーシップ制度 令和6年4月1日スタート



## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)

(令和5年(2023年)6月23日施行)

LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)は、全ての国民が性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定されました。

出典：内閣府「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進」(<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>)



### 何気なく口にしていませんか…?



- 「結婚しないの?」「彼氏(彼女)いるの?」
- 「男の子(女の子)なのになぁ…」
- 「LGBT研修では勉強したけど、自分の身近にはいないよね」

これらの言葉は、知らない間に周りの人を傷つけ、ハラスメントにもつながります。制度は整ってきても、ともに暮らす我々の意識や理解が大切です。だれもが、自分らしく生きることができたい社会を目指したいですね。



人権啓発 DVD「バースデイ」は性の多様性を認め合う～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～がテーマになっています。

## イラストの中の「人権」につながる場面：障害のある人

- ・ 障害者グループホーム建設
- ・ ヘルプマーク  ・ 聴覚障害者マーク 

### 参加者発言例

- ・ 障害者グループホームが必要なことはわかるけど、自分の家の近くに作られるのはちょっと…。
- ・ ヘルプマークって、何？
- ・ 車に表示してある黄色いチョウのマークは何を表しているの？



## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (平成28年(2016年)4月1日施行)

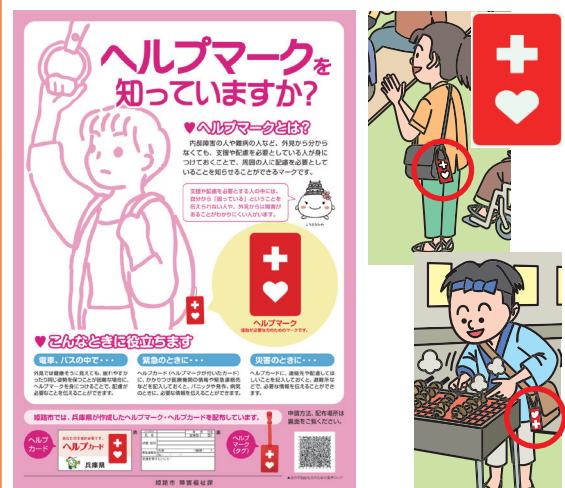
障害者差別解消法が施行されてから、今年で10年になります。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。この法律で守らなければならないこととして、不当な差別的取扱いの禁止はもとより、障害のある人への「合理的配慮」は国の行政機関・地方公共団体など公的機関では法的義務となっています。令和3年に障害者差別解消法が改正されたことを受けて、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供についても「義務化」されました。

### NIMBY (ニンビー)

NIMBYとは、「Not In My Back Yard (我が家の裏庭にはお断り)」の略で、障害者福祉施設など社会的に必要な施設に対し、地域住民が反対する現象を指します。背景には、障害への理解不足や偏見、不安、差別意識などがあり、障害者の地域生活を困難にし、孤立を招きます。そのため、住民への丁寧な説明と対話で不安を解消し、障害を理解してもらうことが重要です。また、障害者を「支援の対象」ではなく「地域の一員」として受け入れる意識をもつことが求められます。具体例としては、障害者施設の「まつり」に地域住民が参加したり、施設利用者が地域の行事に加わったりするなど、共生の姿を示す取組があります。

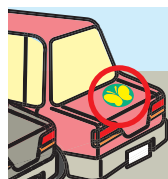
### ヘルプマーク

外見から援助や配慮を必要とすることが分かりにくい方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



### 聴覚障害者マーク

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



問い合わせ先：姫路市障害福祉課  
☎079-221-2454

障害について正しく理解するとともに、障害の有無にかかわらず相互に尊重し合う共生社会の実現を目指しましょう。



## イラストの中の「人権」につながる場面：部落差別(同和問題)

### ・不動産会社での会話

#### 参加者発言例

- ・購入する土地が同和地区かどうか事前に説明すればよかったですのではないのでしょうか。
- ・過去の人権課題が残っているだけで、そっとしておけば自然になくなるはずです。



## 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

(平成28年(2016年)12月16日施行)

この法律は「部落差別」という言葉が付記された初めての法律で、今なお部落差別が存在することを認め、部落差別は許されないとの認識のもと制定されました。この中で、国及び地方公共団体に対して、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うことが明記されています。また、教育・啓発により新たな差別を生むことがないように留意することも求められています。

## しない させない 差別につながる土地調査

取引物件について「同和地区かどうか教えてほしい」といった問い合わせに対して、宅地建物取引業者が調査したり回答したりすることは不当な差別につながります。そして、宅地建物取引業法第47条で規定する重要な事実の不告知には該当せず、逆に回答することが差別的な行動となります。

また、物件購入希望者においても、宅地建物取引業者等に対し同和地区かどうか調査を頼むことは、差別につながる人権侵害行為です。

問い合わせ先：姫路市市民局 人権推進部 ☎079-221-2376



偏見や誤った知識に起因した差別をなくすために、町別学習会等で話し合うことが大切です。

不動産取引に関わる方、  
不動産の購入や賃貸契約等をご検討の皆さまへ

### やめよう! 差別につながる土地調査

不動産物件の購入や賃貸契約等の際に、「同和地区かどうか」を尋ねたり答えたりすることは、差別につながる不当な行為であり、人権を侵害することになります。

Q: その土地が同和地区かどうか、聞いてもいいの?

A: 聞くこと・答えること・教えること  
**すべてNO!**

差別につながる土地調査は、  
頼まない、調べない、答えない

姫路市市民局 人権推進部  
TEL 079-221-2376 FAX 079-221-2354 E-mail: jinkenkai@city.himeji.lg.jp

## 部落差別(同和問題)について改めて考えてみませんか?

国は、地方公共団体と共に、昭和44年(1969年)から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の生活環境や物的な基盤整備等は、着実に成果を上げました。しかしながら、結婚や就職における差別や、インターネット上の差別的な書き込み等の事案は、依然として存在しています。



右の二次元コードから、公益財団法人人権教育啓発推進センター「人権を学ぼう」コーナーを閲覧できます。



令和8(2026)年度

# 姫路市校区人権教育推進の指針

## 人権文化に満ちた社会の実現

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を

発信する

- ・すべての家庭へいきわたる啓発を
- ・いろいろな機会をとらえて
- ・あなたにできる方法で
- ・あなたのひと言が啓発に

ふれあう

- ・人と人、地域と地域の交流を
- ・日常のコミュニケーションのなかで
- ・互いを認め合い、高め合って
- ・出会い、語り合える場づくりを

学ぶ

- ・差別解消への展望を持って
- ・身近な問題を人権の視点で
- ・生き方につながる学習会を
- ・自ら求めて学習を

住みよいまちづくりは人権尊重で

みんなの力で推進を